

## 選挙運動用自動車運転契約書

長門市議会議員一般選挙候補者 **長門太郎**（以下「甲」という。）と  
**長州三郎**（以下「乙」という。）は、甲が使用する選挙運動用自動車の  
運転について次のとおり契約を締結する。

- 1 運転する期間 **令和7年4月13日から令和7年4月19日**
- 2 運転する自動車の登録番号 **トヨタカローラバン 山口58た15-44**
- 3 契約金額 **87,500円**（1日12,500円×7日間：消費税を含む）

#### 4 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、長門市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例に基づき市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。なお、市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は市に請求できない。

令和 **7** 年 **3** 月 **24** 日

甲 長門市議会議員一般選挙候補者

住 所 **長門市 東深川1324番地1**

氏 名 **長門太郎** (印)

乙 住 所 **長門市 俵山300番地3**

名 称

代表者 **長州三郎** (印)

## 選挙運動用自動車使用証明書(運転手)

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

令和 7 年 4 月 2 0 日

令和7年4月20日執行

長門市議会議員一般選挙

候補者 長 門 太 郎

自署または記名押印

記

運 転 手	氏 名	長 州 三 郎	
	住 所	長門市 俵山300番地3	
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備 考	
令和 7 年 4 月 1 3 日 ~ 令和 7 年 4 月 1 9 日	87,500 円	12,500円×7日	
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	円		
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	円		
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	円		

- 注 1 この証明書は、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、市に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて、1万2,500円までです。
- 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手を雇用した場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定した1人のみについて記載してください。
- 6 候補者が指定した運転手以外の運転手は、市に支払を請求することはできません。

令和 7 年 4 月 2 4 日

請 求 書  
(選挙運動用自動車の使用：運転手)

長 門 市 長 様

住 所 長門市俵山300番地3

氏名又は名称 長州三郎

法人の場合は  
代表者の氏名

自署または記名押印

長門市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

1	請求金額	70,000	円				
2	内 訳	別紙請求内訳書のとおり					
3	令和7年4月20日執行	長門市議会議員一般選挙					
4	候補者氏名	長門 太郎					
5	払 込 先	長門	銀行	俵山	支店	口座名	普通・当座
		金庫		支所		口座番号	100400
		協同組合		出張所		(ふりがな)	
		協同組合連合会				口座名義	ちょう しゅう さぶ ろう 長州三郎

注 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

2 候補者が供託物を没収された場合には、市に支払を請求することはできません。

3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られます。

## 請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送業者以外の者との運送契約により自動車を使用した場合)

## (3) 運転手

雇用年月日	報酬額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和7年4月13日	10,000円	12,500円	10,000円	
令和7年4月14日	10,000円	12,500円	10,000円	
令和7年4月15日	10,000円	12,500円	10,000円	
令和7年4月16日	10,000円	12,500円	10,000円	
令和7年4月17日	10,000円	12,500円	10,000円	
令和7年4月18日	10,000円	12,500円	10,000円	
令和7年4月19日	10,000円	12,500円	10,000円	
計			70,000円	

注 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。